

サモア紛争 : アメリカ合衆国外交史の一考察

太田, 等

<https://doi.org/10.15017/2340970>

出版情報 : 史淵. 19, pp.189-205, 1938-12-10. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

サモア紛争

—アメリカ合衆国外交史の一考察—

太田等

—

ステヴンソンがロマンスに富める仙境と呼んだ Samoa は十四の小島より成る群島で、ホノル、サンフランシスコよりメルボーン、シドニーに至る濠洲航路の絶好の燃料補給地として、又戦略上の要地として南太平洋上に重要な位置を占めてゐる。

Robert Louis Stevenson は一八九〇年以來アピア市の近傍に居を定め、土人に敬慕せられてゐたが、一八九四年十二月三日溘焉として世を去つた。彼の遺骸は附近の山上に埋葬され、そこには今紀念碑が建てられてゐると云はれる。

ヨーロッパ人のサモアに來つた歴史を願れば、一七二二年獨逸の航海者 J. Roggeveen がマヌア群島を發見したのが最初であるとい一般に信ぜられてゐる。佛人 L. Bougainville は一七六八年サモア全島を

知り「航海者の島」と呼んだ。この名稱は現在でも尙用ゐられる。Pirouise は一七八七年群島に來りつゝ、イラ島で土人と衝突して數人の乗組員を失つた。次いで來つた探検家は Pandora 號船長 Edwards (一七九一年)、O. v. Kotzebue (一八二四年) である。一八三〇年には宣教師 J. Williams なる者が布教の爲めに渡航した。一八三九年には米人 C. Wilkes が群島の測量をなした。此の頃より群島特にウポル島は歐米資本家の注意を惹き始めた。白人渡來前のサモアの政治状態を観ると、多數の村落に分かれ各々自己の酋長によつて統治せられてゐた。然し屢々多くの村落は "Tupu" の下に一行政区劃を形作つた。"Tupu" は酋長の助言と援助を受けるものであつた。國王 "Tui" は "Tupu" の會議に依存してゐた。歐米人渡來前二世紀以上サモア王 "Tui Samoa" が全群島を支配してゐたが、英・米・獨人來航以後サモア人は二派に分裂するに至つた。(二)

英・米・獨商人の渡來する者三千人に及び彼等の間に激しい商業戦が演ぜられた。英米商人の商取引が餘り發展しないのに反し、ハムブルグの獨逸南洋島貿易植民株式會社は益々其の業務を擴張して重大なる地權をも土人の關知せざるうちに買收してしまつた。獨逸商人はサモアに於ては主としてコブラの取引に従事した。コブラは椰子の種子を乾したもので、それから農民の燈油を搾り、搾渣は北歐の無毛の砂地で飼養せられる家畜に飼料として與へられる。(三)

かくの如く經濟的に獨逸人が優勢であつたので、駐在英米領事は何時しか協同して獨逸に對抗する傾向を生じて來た。

一八七二年合衆國海軍提督 Meade は南海を周航中偶然ツ、イラ島の軍事的に樞要なることを發見したので、直ちに土地の酋長と條約を締結して、パゴパゴに海軍要港を設ける特權を確保した。然るに當時の上院はこの外交上の機微を認識することが出來ず、この條約に批准を與へなかつたから彼の努力も報いられるところがなかつた。一八七五年大統領グラントは Col. A. B. Steinberger なる獨逸人をサモアに派遣して問題を調査せしめた。彼は一旦大統領に報告をなして後、再び酋長宛の大統領書簡その他の贈物を携へてサモアに歸り、自己の責任に於て政府を建て政治を行つたが、サモアの支配者として彼は困難に陥り、且つ又米領事とも隙を生じて英艦に便乘してサモアを脱出しなければならぬ破目に陥つた。(四)

一八七七年七月獨逸はサモアを保護國とすることを宣言したので、七八年一月十六日アメリカ政府はワシントンに於て、サモアと和親通商條約を締結した。五、條約に依れば、アメリカ貨物の無税輸入及びパゴパゴ港を海軍要港となすことが認められ、その代償としてアメリカは「若し不幸にして、サモア政府と合衆國に親密なる他の國との間に何らかの紛争を生じ、若しくは將來生ずることあらば、合衆國政府は充分にして且つ健全なる基礎に立脚してこれらの紛争を調停するの好意を示すであらう」と記してゐる。(六) 合衆國が無智の土人からパゴパゴ港を手に入れたことは獨逸との對立抗争を益々激化するものであつた。併し乍ら、一八七八年に於てはアメリカ國務省は、この事件の重大なる意味を海軍省が理解する程には理解してゐなかつた。國務長官はサモアにはサモア人自身の政府を樹立せしめ、たゞ商

業上の特権のみをアメリカに保持せんとする態度であつた。(も) 然るにサモアのアメリカ領事達は屢々此の條約を以て保護國を建設するものと解釋したのであつた。(ハ)

翌一八七九年(この年 Malittoa なる者が自らサモア國王の位に即いた。)(獨逸と英國はこのマリエトア王と親條約を結んだが、これは普通の條約で、何らアメリカの如く外交政策に干渉するものではなかつた。サモアは、これによつて英獨兩國から獨立を認められた。(九)

(一) Britannica. Meyers Grosses Konversations-Lexikon.

(二) C. R. Fish, American Diplomacy. (New York. 1923) p. 379.

(三) R. G. Adams, A History of the Foreign Policy of the U. S. (N. Y. 1926) p. 260.

(四) J. B. Moore, The Principles of American Diplomacy. (London. New York. 1918) p. 355.

(五) 既にこの時サモアには相等しい派が對立してゐた。

(六) Fish, *ibid.* p. 400. Nearing & Freeman, Dollar Diplomacy. (N. Y. 1925) p. 245.

(七) Adams, *ibid.* p. 261.

(八) Fish, *ibid.* p. 400.

(九) R. B. Mowat, The Diplomatic Relations of Great Britain and the U. S. (London 1925) p. 235.

II

一八八〇年獨逸國會はサモアに對する保護權を否決した。其後獨・英・米三國はマリエトア王と協定を結び、アピア市及び附近を三國領事の下に組織される市會の管轄下に置くこととなつた。一八八〇年

十一月 *Malieta Lauepa* が王になると反對派が酋長 *Tanasese* を王に選んだので叛亂が勃發した。三國領事は土人の徒黨争ひの爲めサモア政府の不安定なるを利用して、各々自己の管轄權を確保するため暗申飛躍を始めた。獨逸人はタマセーズを援け、一方英・米人は現王マリエトアを援助する立場にあつた。マリエトアの派が獨逸人を侮辱し掠奪を行つたので一八八五年十二月獨逸領事はアピア市會に於て、サモア王を攻撃し、翌年一月には陸戰隊を以て王をアピアより追放し獨逸國旗を王宮に掲げた。

從來合衆國は、サモアの運命に關して、ハッキリした態度をとつてはゐなかつた。アメリカの傳統政策はアメリカ大陸から遠く距つた事件に卷添へを喰ふことを禁じてあつた。クリーブランド（一八八五——一八九年、一八九三——一八九七年大統領）は最も忠實に傳統に従つた人である。併し、サモアとの利害關係が密接の度を増して來ると共にアメリカの態度も徐々に變化して來ねばならなかつた。一八八六年一月國務長官ベヤードは伯林駐劄米國公使に訓令を發して、アメリカ政府は既約條約に基く合衆國の諸權利を侵害するが如き行爲は些かたりとも實行されざることを期待すこと云ふ意味の聲明を獨逸政府に向つてなさしめた。獨逸政府は之に對しては友誼的の回答を寄せたのであつた。二

サモア王はアメリカ領事に保護を求めて來たので、領事は直ちに之に同意を與へた。五月アメリカ領事 *Greenbaum* は獨逸の攻撃的計畫を封鎖するため、獨斷を以てサモアの保護國たることを宣言した。

英國はサモアに於ける獨逸の世界政策には快からず思つてゐたが、同時にアメリカ領事の態度にも反對しなければならなかつた。英國は外國の干涉はサモア人に幸福を齎すものでないのみならず、國際關係

を緊張せしめておくことはお互の不利益であると考へてゐた。クリーブランドはサモア人が自身で解決することを望んでゐた。彼の主義から云つて領事の勝手な宣言を承認することは面白くないと考へた。六月領事の宣言の公式のもでなかつたことを聲明した。且つベヤードを通じて「合衆國は保護國を建て、若くはマリエトアに保護國たることを許すことを欲しないと同程度に、サモアに於て如何なる他の國が獨裁的統治を行ふことをも許さない。」と宣言した。彼は三國の協議を暗示してこの急信を結んでゐる。(11) かくして一八八七年駐米英國公使 Sir Lionel Sackville-West、獨逸公使 von Alvensleben、米國務長官ベヤードの間に、ワシントンに於て會議が開催された(六月)が、サモアに如何なる形式の政府を建つべきかに就いて意見の一致をみなかつたので協調的態度が失はれて行つた。獨逸代表はアピアを保護國となす説を堅持して譲らず、ベヤードは三國の援助によつて土人の自治政府を建てなければならぬと主張した。偶々七月は猛烈な暑氣で、會議は未決定の儘秋迄延期されることゝなつたが、この間に各國の意見の妥協點を見出さんとするものであつた。併し、サモアでは徒黨の紛争が各國代表者の策動も加はつて益々擴大して行つた。

會議の延期後間もなく、獨逸政府は豫め他國の注意を喚起することなく、サモアの自國代表に訓令を發して、前に獨逸人が蒙つた被害(一八八五年の侮辱)に對する損害賠償をマリエトア王に要求せしめた。若し彼が承知しない場合、若くは支拂能力無い場合に於ては直ちに彼に宣戰するだらうと告げしめた。マリエトアは戰の宣告を受け、王位を剝奪されて、マーンシャル島に流謫された。タマセーズが王位

に即けられ獨逸人 Brandeis (註) が顧問になつた。彼の王位も永續きはしなかつた。一八八八年九月多數の土人はタマセーズに反抗して Maatifa を王に選んで、獨逸人に敵對行爲をとり始めた。タマセーズは痛く敗られた。獨逸軍艦はマターフアの村を砲撃した。十二月には獨逸人の生命財産保護の爲め上陸してゐた獨逸水兵の一隊はマターフアの軍隊に侮辱され多數の死傷者を出すに至つた。ビスマルクは戰時状態を宜言した。ワシントン駐劄獨逸公使はアメリカ人 Klein なる者が過日の獨逸水兵を襲撃した軍隊の指揮者であつたことは遺憾であると語つた。この事はその後の調査に由り、アメリカ側からは否定されてゐる。(三)

獨逸の輿論は軍隊の復讐を要求した。

アメリカではサモアの事情、會議の延期、マリエトア王の流刑などが報道された時、國內には疑念を交へた憎惡の感情が廣まつて行つた。アメリカ人はサモア人の英雄的行動にうたれて彼等を保護すべきことを政府に要求するやうになつた。(四)

イギリス人も亦獨逸人が土人を壓迫して、英商人との取引を禁止、土人の生産品が獨逸商人に取扱はれたことに不滿を抱いてゐた。サモアを中心に獨逸對英・米の敵對が表面に現はれて來た。アピア港内には獨・英・米三國の軍艦が頗る逼迫した状態で、今にも火蓋を切らんばかりの状況で錨を投じてゐた。アメリカ國內では戰鬪開始の風説さへ傳へられてゐた。

一八八九年二月ビスマルクは獨・英・米三國會議を柏林に開催せんことを各國に提議した。當時の

英首相兼外相ソールズベリー卿は「若し其提議が合衆國政府に容認せらるゝものならば、帝國政府には何等異存はない」と言明した。米國務長官ヘヤードは「會議の成否は一に獨逸が死傷水兵に對する損害賠償の要求を差控えるか否かに懸つてゐる」と述べて會議の開催に同意してゐるが、三月のクリーブラントと共に任期満ちて其の職をブレーンに譲つた。

(一) Cambridge Modern History. Vol. VII. the United States. (London. 1907.) p. 662.

(二) Mowat, *ibid.* p. 235.

(三) Cambridge, p. 662, 参照

(四) Fish, *ibid.* p. 401.

(註) 彼はベツリヤの退役砲兵大尉で浪漫的冒險心に富み、サモアの獨逸利権に深き關係をもつてゐたと云はれる。

(Mowat, *ibid.* p. 236. 参照)

三

三月にはアピア港に於ける三國艦隊の對抗緊張はその最高潮に達した觀があつたが、突如來襲した颱風(三月十五日)は恐るべき天の威力を發揮して敵味方の別なく多大の損傷を與へてしまつた。アピア港の重苦しい空氣も一掃されてしまつた。

サモア問題に關する伯林會議は一八八九年四月二十九日より六月十四日に亘つて開催された。これは一八八七年のワシントンに於ける會議の再開を企圖するものであつた。アメリカ政府は John A. Kassoⁿ

を主席全權として、その他 Tresscot の如き老練の士を全權として伯林に送つた。

會議劈頭ビスマルクは、マリエトアに關して、彼は獨逸との妥協を切望してゐたので、彼の罪を赦し何處なりとも好む所に赴く自由を與へたと述べたが、かくの如き發表はサモア問題の發生原因を否定したもので問題の討論をこれ以上續行することは不可能であつた。火の出る様な激論が繰返された後、遂に六月十四日に至つて伯林一般條約 General Act of Berlin が調印された。(此の交渉中ブレインの忍耐強き性格がビスマルクの短氣と對照される。) 條約に依れば、サモアはマリエトア王の下に自治を保證されたけれども、三國の共同管理 condominium の下に置かれることとなつた。併し、此の條約は土人にも歐米人にも満足のゆくものではなかつた。サモアの王は自己の身分に倦き足らず思ひ又一ヶ月九十五弗の収入は、サモアの司法權を執行する爲め三國の保護を受けて雇傭せられた一瑞典人の俸給の六分の一にしか當らぬものであつた。この協定によつて王位から除外された酋長連は尙一層不幸であつた。彼等は王の稱號とその少額の收入を欲した。屢々外國の冒險家達の後援を得て王位篡奪の武裝暴動が企てられた。依然としてサモアには不安の氣運が低迷して居るのである。

(註) C. A. Beard & M. R. Beard, The Rise of American Civilization, vol. II, p. 354. 參照

四

一八九三年に至つてマターフアが叛亂した。既に同年六月には國務長官グレンシャムは米國駐劄英國公

使 Pauncefote に、マターファア反對の示威運動に合衆國も參加する旨を告げた。(マターファアの亂は、その後獨・英・米三國の干渉によつて鎮壓された。)然し、大統領クリーブランドは一隻の軍艦も派遣しなかつた。數度の教書に於て、彼はサモアは舊に商業的に無價値のみならず、入り組んだ同盟(entering alliance)を回避する根本原則に違背して締結されたる一八八九年の條約の廢止を要求すると聲明した。併し、合衆國議會の意見は必ずしも彼と方向を同じうするものではなかつた(一)。

各利害關係國は自國の權益を保護する爲めには、サモアに鞏固な政府を必要としたが、土人は自治能力を缺き且つ黨派争ひの爲め、サモア政府は不安定であつた。其故、此の目的を達する爲めには諸列強が自ら政治を行ひ事實上群島の併合を行ふことが必要であつた。共同管理では未だ充分でなかつた。かくて列國間の群島分割は當然起り來ることであつた(二)。

一八九八年八月マリエトア (Marietoa Laupapa) 王の死後二人の後繼候補者が現れた。マターファアと Marietoa Tanu (故マリエトアの王子)である。一八八九年の條約に依れば、かくの如き場合には、サモア島裁判所主席判事の判決を俟つべきことが規定されて居る。主席判事の米人 W. L. Chambers はマリエトアタヌウに有利な判決を下した(一八九九年一月初)がマターファアは承服しない。秘かに獨逸總領事 Dr. Rose の援助を得て叛いた。合衆國は艦隊を急派した。次に事件日記を誌す。

三月十一日 合衆國司令官は臨時政府及マターファアの廢位、前に閉鎖された高級裁判所の開始を宣言

同 十三日 獨逸領事の抗議にも拘らず、臨時政府は廢され英・米兵によつて占領さる。

同 十五日 英・米軍艦アピア市を砲撃す。獨逸領事館破壊さる。

同 二十三日 マリエトア || タヌウ即位。

四月 一日 マターフア派、反對派をアピア附近にて敗る。四月中戰鬪繼續。

同 四日 紛争解決の爲め、英・米・獨三國代表者よりなる調査團米國軍艦にてサモアに向ふ。

五月十三日 調査團到着。主席判事のマリエトア王選任を承認す。但し、王位の退位を慫慂す。行政權は領事的手中に委ねられた。土人の武裝解除。新主席判事の任命。

七月十八日 調査團去る。(三)

一八九九年十一月英・米・獨三國間に彼等の紛争を瑞典國 Oskar 王の判決に委ねることの諒解が成立した。(一九〇二年十月瑞典國王は一八九九年の軍事行動の期間英・米の代表者達によつてとられた行動に基因する被害に對しては英・米側に其の責任ありと判決を下された。)(四)

一八九九年十二月獨・英・米三國はワシントンに於てサモア分割條約に調印した。一八八九年の條約は廢止され共同管理は終つた。アメリカ合衆國はツ、イラ島及びマヌア諸島 (Tau, Ofu, Olofenga) をはじめ西徑一七一度以東の諸島 (Anna, Rose 諸島) を分割領有することゝなつた。獨逸は一七一度以西、主なるものはサウアイ島ウポル島 (その他 Manno, Apolima, Fannatapu, Nuntete, Nunuha) を領して、サモアに於ける獨逸の商業、農業權益の優越性は認められるに至つた。英國は獨逸との單獨協定 (同十

一月ロンドンにて調印)によつてロードハウ島、トンガ群島、ソロモン群島の一部を、サモアの代償として領有することゝなつたが、アメリカ合衆國に對しては何らの代償をも要求しなかつた。(一)

(一) E. Kimpfen, Die Ausbreitungspolitik der Vereinigten Staaten von Amerika. (Berlin, 1923) SS. 270—1.

(二) Adams, *ibid.* p. 262. 參照

(三) R. Clark, etc., A short History of the United States Navy. pp. 465—6. Grosse Politik Bd. XIV. British Documents Vol. I. Britannica の各項參照

(四) Kimpfen, *ibid.* S. 302.

(五) *ibid.* Cambridge, p. 663. Moore, p. 357. 參照

五

かくて、二十年近く續いたサモアの紛争も獨・英・米三國の協定によつて終に解決をみた。十九世紀最後の十年はアメリカ史に於て注意すべき幾多の事件が錯綜してゐる。ヴェネズエラ國境を繞るイギリスコの紛争(一八九五年)ハワイ併合(一八九八年)キューバの問題に基因するスペインとの戦争(一八九八年)並びにフィリッピン占領(一八九八年)等その主なる外交上の事件である。サモアの事件は以上の諸問題に比べて、合衆國にとつてより重大問題とは考へられないが、次の如き歴史的意義を見出すことによつて、即ちアメリカ外交史に於ける舊勢力と新勢力との消長交錯を觀察し得る事件としてみる時、興味深いものがある。

南北戦争後セワード（リンカーンとジョンソン大統領の下に國務長官、一八六一年——六九年）はナポレオン三世の軍隊をメキシコより撤退せしめたるその月（一八六七年三月）ロシアより七百二十萬弗でアラスカを買ひとつた。彼はこれによつてカナダを自國の勢力下に置くことが出来るかと考へてゐた。多額の戦債に悩まされ、西部には尙廣大なる未開拓地方を有する際、曠漠たる岩山と氷原の爲めに莫大なる（當時にしては）國費を支拂ふことは愚のこゝたと考へる下院議員もあつた。又彼は南方熱帯地方へ領土擴張を志しサント・ドミンゴのサマナ灣獲得、丁抹のヴァジン群島買収條約、パナマ地峽支配權取得など彼の案であつたが上院は承認を與へなかつた。下院は豫算に同意しなかつた。次期大統領グラントのサント・ドミンゴ併合案も亦上院の否決にあつた。當時上院に席を有してゐた Carl Schurz は反對意見を述べて、人種を異にする融和し難い民族の住む熱帯地方を領有することはアメリカの政治形態の本質に不利益である。「貴下は大國民の將來を損はねばならぬ事柄を取扱ひ給ふな。貴下は熱帯を警戒なされよ」(三)と曰つてゐる。かくの如き思想が當時のアメリカ内には普通であつたのである。一八七七年迄に外交上の成果はたゞニカラグワ條約（一八六七年）ハワイ條約（一八七五年）あるのみである。セワードの如き又彼の後を襲つた H・フィッシュの如き秀れたる手腕を有したる外交家も、徒らに國家の無力と國民の不信任の時代には外交政策の頗る困難なることを體驗せしめられたに過ぎなかつた。一八八〇年代には人口の異常なる増加と工業の躍進的發展に因つて事情は著しく變化して來た。ドイツは「一八八五年乃至九七年は不確定の時代である。動と反動とが速かなる連續に於て交錯し、目

的も進歩もその安定性を缺き、そこには經濟生活に關しても政治政策に關しても輿論の一致がない。古き政黨の綱領は新しき問題に即應せず、政黨の政策は困迷に陥つた。賢明なる政治家達も何れの道を選ぶべきかに迷つた。その結果は不安定と逡巡と矛盾とであつた。」(三) と述べてゐるが、外交上に於ても全くさうであつた。ブレインの如き舊き傳統とは全く相反する行動をこる人物があるかと思へば、クリーブランドの如く傳統に終始する大統領があるなど迂餘曲折を極めた時代である。

合衆國政府が英獨と協力してサモア共同管理を行つた(一八八九年)ことはワシントン以來の外交傳統(モンロー主義・孤立政策)に違背するものであらう。アメリカ兩大陸の遙か彼方に住む未開人種の運命決定に干與する意思表示をなしたに止まらず、その權利をも主張するに至つたことはアメリカ外交史に於ける新しい傾向で新勢力の擡頭に起因するものであつた。概して國民は内亂後の國內問題には次第に興味を失つて來た。選舉に勝利を博せんが爲めなされた最後の努力たる黒人投票(一八九〇年)の問題も將に失敗に歸せんとした。(四) 今や關稅問題と外交問題のみが國民の興味の對象となり得たに過ぎなかつた。ワシントン以來の傳統に撞着するものではあつたが、強力外交を熱望する輿論は國內に傳播浸潤して行つた。獨逸の史家ドロイゼン、ジーベル、トライチケなどが國民的統一思想を歴史的に基礎付け喧傳した如く、又英國のシーリーが新帝國主義的思想界の第一の使徒であつた如く、合衆國の史家著述家テオドア・ハルズヴェルト、マハン大佐などは倦むことを知らざる努力を以て國民に世界政策を理解せしめ、國民の新使命に従ふべき所以を教へた。マハンは海戰史海軍政策の立場に立ち、彼の輿論

に及ぼした影響は獨逸の *Flottenverein* に比較される。マハンもルーズヴェルトもアメリカの膨脹發展を自然的のもの必然的のものと考へてゐた。^(五)

アメリカ帝國主義が、從來その内に於て何ら妨害されることなく強大となつた大陸を越えて、海上發展の時代に這入ると自然ヨーロッパの諸國とより密接な關係を生ずるに至つた。さうなればそれだけアメリカの安定が喪失されることになり、こゝに有力な海軍の建設が要望されて來る。これまで巡洋艦以上の艦艇を有しなかつたアメリカも一八九〇年にはインディアナ、マサチュセツツ、オレゴン三隻の一等戰艦の建造案を議會に提出して協賛を経てゐる。^(六) ハリソン大統領の任期終了(一八九三年)頃迄にはアメリカ海軍は世界第十二位より第五位に躍進してゐた。米西戦争前數ヶ月一八九八年一月フオン・ホルストは艦隊と軍隊の發展的增加、舊世界の國民がその下に於ては窒息したであらうところのあらゆる負擔、と書いてゐる。^(七) フオン・ホルストは既に述べたシユルツと共に傳統に忠實な側に屬する人で、膨脹政策に反對を説へる「小アメリカ主義者」であつた。彼等の運動は急流に逆つて努力する力弱き泳者の運命に終らなければならなかつた。^(八) とは云へ、サモア紛争を長引かせ協定成立を少からず妨げたものは地方自治權を信憑するアメリカの傳統であつた。若しアメリカが植民地の擴張を是なりと信じてゐたならば、サモアの分割と妥協は容易であつたであらう。

最後にサモア紛争に於て、アメリカ合衆國がはじめて獨逸帝國の競争者となつたことは他の歴史的意義をもつものである。獨逸が植民政策に乗り出したのは一八八四年以來のことである。サモア群島を繞

つて此の二新進帝國主義國が世界史の舞臺に登場したことは重要視さるべきである。ビスマルクはサモア紛争解決に當つても特に誠意と率直と協調的態度を以て臨み、極力戦争を避けて來たと「回想録」^(九)「講演集」^(十)に於て述べてゐる。

皇帝ウイルヘルム二世及び宰相ビュローは海軍大擴張を支障無く遂行する爲めには英國の好意を必要としたが爲め、Krieger 及び *Martinius Stejn* との關係を絶つた。この新しい友情の具體的成果は一八九九年のサモア條約であつた。英國の寛大な態度と好意によつて獨逸は價值多き南海のアピア港を所有することが出來たとヘルモルトは云つてゐる。^(十一)

アダムスは「合衆國外交史」^(十二)に於て「イギリス人とアメリカ人とは貿易上の利害關係の衝突に基因する紛争を緩和することには慣れてゐる。けれどもサモアの場合には第三黨が現れた。(中略) R・L・スチヴンソンが第三黨に加へた注釋は古典的である。『たゞ獨逸人から一片のユーモアすら見出すことは不可能である。その鹿爪らしきは殆ど信じ難い位の癩癢を起させる。』と書いてゐるがゲルマン人とアングロサクソン人との感情の溝であらう。

- (一) Fish, *ibid.*, p. 401.
- (二) F. Luckwaldt, *Geschichte der Vereinigten Staaten von Amerika*, Bd. II. (Leipzig, 1920) S. 183.
- (三) D. R. Dewey, *National Problems*, 1885-'97, p. 3.
- (四) Cambridge, p. 663.
- (五) H. Oncken, *Historisch-polische Aufsätze u. Reden*, Bd. I. 3. *Amerika u. die grossen Mächte*.

(Berlin, 1914) SS, 82-3.

(六) Clark, etc., *ibid.* p. 411.

(七) Oncken, a. a. O. SS, 85-6.

(八) *ibid.* S. 87.

(九) Bismarck, Gedanken u. Erinnerungen. Bd. II u. III. S. 260.

(十) Fürst Bismarcks Reden, XIII. (Reclam) S. 123.

(十一) H. F. Helmolt, Ein Vierteljahrhundert Weltgeschichte, 1894-1919, (Charlottenburg, 1919) S. 21.

(十二) Adams, *ibid.* p. 261.

尙サモア紛争に就いては獨逸・英國側の文書に依り別の立場より論ずることも出来るがこれは他の機會に譲る。